

30年産および31年産以降の水田農業対策に関する政策提案

平成30年11月
全国農業協同組合中央会

生産調整の見直し後はじめての米生産となった30年産については、関係者が一体となった生産調整をすすめた結果、現在、需給と価格は安定している。しかし、人口減少等による今後一層の需要減少が想定されるなか、31年産の全国生産量は減らさざるを得ない状況であり、今以上に関係者が一体となって需要に応じた生産に取り組む必要がある。

このため、31年産以降の環境変化に柔軟に対応し、引き続き生産者が安心して米生産に取り組む、需給と価格の安定と、農業所得のさらなる向上が図られるよう、下記の通り政策提案を行う。

記

1. 食料安全保障を担保する国の基本政策の確立

高齢化や深刻な担い手不足により生産基盤が縮小傾向にあるとともに、食料自給率も依然として低迷している。加えて、自然災害が頻発する現状を踏まえ、諸外国を参考に、食料安全保障を国家の基本政策として明確に位置付け、生産基盤の拡大をはかること。

2. 水田フル活用による需要に応じた生産と生産者の万全な所得確保

(1) 水田活用直接支払交付金は、水田フル活用の推進と、生産者の経営安定・所得確保に不可欠の制度であることから、飼料用米の交付単価水準をはじめ交付体系を維持した上で、恒久的に万全な予算を確保すること。

(2) 産地交付金については、今後も地域における生産調整の推進のために重要な取り組みとなることから、地域においてより使いやすく効果的な取り組みが推進されるよう、運用すること。

3. SBS輸入米と政府備蓄米制度の運用改善

(1) SBS輸入米と政府備蓄米については、「ミニマム・アクセス米の導入に伴う転作の強化は行わない」とした平成5年の閣議了解や、備蓄米は転作扱いとして、主食用米並みに運用されてきた経過をふまえ、SBS輸入米が国内の主食用米の生産量に影響を与えないよう、備蓄米が20万トン確実に落札されるような運用や、主食用米並みの買入価格とすることおよびその周知徹底など、必要な改善を行うこと。

- (2) T P P11 協定の発効にともなう S B S 方式の国別枠については、「国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する」とした T P P 等関連政策大綱に則り、政府備蓄米制度の運営を見直し、国別枠輸入量に相当する主食用米を確実に買入れるようにすること。

4. 今後の需給変動をふまえた対策の確立

- (1) 国による生産数量目標の配分がなくなり、国はきめ細やかな情報提供により生産調整を行うとされたなかで、今後の需給見通しをより正確に理解する観点から、現在の国の需給見通しについては、人口減少などを加味して正しく見直すこと。
- (2) 31年産以降、生産現場では、特に豊作や需要減少等による米の需給の大幅な緩和に備え過剰米対策を求める声が多いことから、生産者が安心して米生産に取り組めるよう、現行の米穀周年供給・需要拡大支援事業を引き続き措置し全県で活用するよう周知すること。また、大幅な需給緩和が生じた場合に備えた新たな対策を検討すること。
- (3) 主食用米の需要は年々減少していることから、国産の主食用米の需要拡大に向けた取り組みを行うこと。

5. 全国農業再生推進機構（全国組織）による情報提供等の機能強化

全国組織は、現在マッチングイベントなどの取り組みを展開しているが、全国再生協としての位置づけを求める声が多い。このため、全国レベルで需要に応じた生産を推進する観点から、需給見通しや生産・需要・在庫の動向、各県の目安の考え方などについて、全国組織が効果的に情報を発信することができるように、情報提供による支援を行うこと。

6. 農産物検査の見直しと種子法廃止への対応

- (1) 農産物検査は、検査結果に対する信頼により、規格取引や適切な価格形成を可能とし、生産・流通において公正で円滑な取引を実現することで、生産者の手取り確保や産地ブランド等の振興を促進している。
農産物検査の見直しにあたっては、流通業者・消費者に安心を提供する現行制度を堅持することを基本とし、引き続き生産・流通の大宗を担うよう措置すること。また、検査手法の改善など検査業務の効率を高める観点から必要な見直しを行うこと。
- (2) 種子法の廃止後も、種苗法と農産物検査でその品質が担保されることとされているが、行政による主要農作物の種子の安定供給・品質確保等について、引き続き必要な対応を行うこと。

以上